

<p>○ 選挙時登録の基準日等 ○ 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>” 選挙管理委員会</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県選管告示第三十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十八年六月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十八年六月二十一日

ただし、年齢については、平成二十八年七月十日で算定する。

二 登録を行う日

平成二十八年六月二十一日

三 縦覧に供する期間

平成二十八年六月二十二日

◎岡山県選管告示第三十二号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成二十八年六月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

平成二十八年六月二十二日